

議案第十五号

港区立学校施設等使用条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校施設等使用条例等の一部を改正する条例

(港区立学校施設等使用条例の一部改正)

第一条 港区立学校施設等使用条例(平成二年港区条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表(二)の部中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。

(港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部改正)

第二条 港区立箱根ニコニコ高原学園条例(昭和三十九年港区条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。

(港区立運動場条例の一部改正)

第三条 港区立運動場条例(昭和四十六年港区条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

小学生・中学生一人一回（二時間以内）

を

小学生・中学生・高校生一人一回（二時間以内）

に改

め、同表備考二中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。

（港区スポーツセンター条例の一部改正）

第四条 港区スポーツセンター条例（昭和四十九年港区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表一人利用の場合の部中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。
付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

学校施設等の個人利用の使用料について、高校生の区分を定めるため、本案を提出いたします。